

**愛媛県ホームヘルパー協議会**  
**人材育成のための支援助成金支給要領**

(目的)

第1条 この要領は、愛媛県ホームヘルパー協議会（以下「本会」という。）の会員が資質向上を図るために研修を受講した場合の助成金の支給について必要な事項を定める。

(助成対象の研修会)

第2条 助成の対象となる研修会は、次のとおりとする。

- (1) 全国ホームヘルパー協議会が主催する研修会
- (2) 四国ブロックホームヘルパー研修会
- (3) ホームヘルパーの資質向上を図ることを目的とした本会以外の団体等が開催する研修会  
(介護員技術向上講習会等、ホームヘルパー業務に係る知識・技能の習得・向上のための研修会)

(助成対象者)

第3条 助成の対象者は、本会の会員とする。

(助成金額及び回数)

第4条 助成の金額及び回数は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号及び第2号は、参加費に対して1回当たり2千円を上限とする。ただし、1年間に複数回申請できるものとする。
- (2) 第2条第3号は、参加費に対して1回あたり2千円を上限とする。ただし、1年間に1回申請できるものとする。

2 助成金は、予算の範囲内で支給することとし、予算額を超える申請があった場合は、原則として先着順で受け付ける。

(申請及び支給方法)

第5条 助成金の支給を希望する会員は、参加費を支払ったことがわかる領収書等を添付し、所属する事業所から別紙「支給申請書」を本会会長に提出する。

- 2 当該年度の申請の期限は、毎年2月末日までとする。
- 3 本会会長は、提出された内容を確認し、助成金を支給する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。